

建物賃貸借の期間（借家法） H05-12-1 《#317》**【問】 正誤をつけよ。**

令和3年10月Aがその所有する住宅をBに新たに賃貸した。賃貸借の期間を10月と定めた場合において、その賃貸借が一時使用によるものでないときは、Aが解約の申入れをしても、その申入れの日から6月を経過しないと、契約は終了しない。なお、Aの解約申入れは借地借家法第28条に規定する「正当の事由があると認められる場合」にあたる。

《ポイント1》 建物賃貸借の期間

期間を**1年未満**とする建物の賃貸借は、**期間の定めがない**建物の賃貸借とみなす。
(借々法 29 条1項)

《ポイント2》 解約による建物賃貸借の終了

建物の賃貸人が賃貸借の解約の申入れをした場合においては、建物の賃貸借は、**解約の申入れの日から6月**を経過することによって終了する。(借々法 27 条1項)

【答え】 正しい